

田原市木造住宅無料耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市（以下「市」という。）が実施する木造住宅無料耐震診断事業について必要な事項を定めることにより、既存木造住宅の改修を促進し、もって地震に対して多数の者の安全の確保及び市街地の防災安全性の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 田原市内にある、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(2) 木造住宅 木造の住宅で階数が2以下の在来軸組構法又は伝統構法によるものをいう。

(3) 旧基準木造住宅 木造住宅のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。

(4) 耐震診断員 愛知県が開催する愛知県木造住宅耐震診断員養成講習会を受講し、修了し、愛知県に登録した者をいう。

(5) 木造住宅耐震診断 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて耐震診断員が実施する耐震診断をいい、耐震改修概算工事費の提示等を含むものとする。

(6) 補強相談 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う補強相談をいう。

(事業内容)

第3条 市長は、市内の旧基準木造住宅に耐震診断員を無料で派遣し、木造住宅耐震診断及び補強相談を行う事業（以下「木造住宅無料耐震診断事業」という。）を行う。

2 市長は、木造住宅無料耐震診断事業を、診断対象住宅の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる者（以下「派遣事業者」という。）に委託することができるものとする。

(利用資格)

第4条 木造住宅無料耐震診断事業を利用することができる者は、旧基準木造住宅（現に居住の用に供されているもの又は居住の見込みのあるものに限る。）の所有者とする。ただし、旧基準木造住宅の所有者以外の者で当該旧基準木造住宅の所有者の同意を得られた場合は、この限りでない。

(利用の申込み及び決定)

第5条 木造住宅無料耐震診断事業による耐震診断員の派遣を受けようとする者は、無料耐震診断申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震診断員の派遣の可否を決定する。

3 市長は、前項の規定により派遣を決定したときは、耐震診断員派遣依頼書（様式第2号）により、派遣事業者に耐震診断員の派遣を依頼通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により耐震診断員の派遣の可否を決定したときは、耐震診断員派遣決定・却下通知書（様式第3号）により、耐震診断員の派遣の可否及び次条の規定により選定された派遣する耐震診断員を記載（耐震診断員の派遣を決定した場合に限る。）し、申込書を提出した者に通知するものとする。

(耐震診断員の派遣等)

第6条 前条第3項に規定する通知を受けた派遣事業者は、派遣する耐震診断員を選定し、派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に派遣するものとする。

(診断の実施)

第7条 派遣される耐震診断員は、利用者に連絡し、耐震診断の実施日その他必要な事項について調整し、耐震診断を実施するものとする。

(診断の報告)

第8条 耐震診断員は、前条の規定により耐震診断を実施したときは、当該診断の結果を市長に報告するものとする。

2 耐震診断員は、前項の報告について市長の確認を得たときは、利用者に当該診断の結果を報告するとともに耐震改修概算工事費の提示等及び補強相談を行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか木造住宅無料耐震診断事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年 7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

無料耐震診断申込書

申込日 年 月 日

↓必ず記入してください

申込者 (所有者)	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒441- 田原市
	電話番号	

↓わかる範囲で記入してください

住宅の規模	建築年月	明治・大正・昭和 年 月 ※昭和56年6月1日以降の建築の場合申込はできません。		
	増築の有無 (昭和56年6月1日以降の増築)	あり・なし・不明		
	利用形態	専用住宅・併用住宅・長屋・共同住宅	持家・貸家	
	貸家の場合	住居者の同意	あり	なし (同意を得るようにしてください)
		住居者氏名		
	住宅の規模	平屋建て・2階建て	面積	坪・㎡ ※3階建て以上の場合申込はできません。
	住宅の構造	木造の在来構法・木造の伝統構法・その他 ※木造以外の場合申込はできません。		
	居住の有無	現在住んでいる・空き家である(居住の意思 あり・なし) ※空き家で居住の意思がない場合申込はできません。		
	住宅の所在地 (申込者住所と違う場合)	田原市		
	診断結果が悪い場合、引き続き具体的に改修工事を計画しますか？	引き続き計画する ・ 検討してから決める		
通信欄	ご不在の曜日・時間帯など その他気になる点があれば 記入して下さい。			

様式第2号（第5条関係）

田建第 ー 号
年 月 日

様

田原市長

耐震診断員派遣依頼書

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断員の派遣について、
次のとおり決定しましたので耐震診断員の派遣を依頼します。

受 付 番 号	
申 込 者 氏 名	
申 込 者 連 絡 先	
診 断 の 対 象 住 宅 の 所 在 地	田原市

田建第 一 号
年 月 日

様

田原市長

耐震診断員派遣 決定
却下 通知書

年 月 日付けで申込みのあった耐震診断員の派遣について、
次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	可 ・ 否
診 断 の 対 象 住 宅 の 所 在 地	田原市
受 付 番 号	
却 下 の 理 由	

※ なお、診断の日時等につきましては、後日、愛知県木造住宅耐震診断員から直接連絡させていただきます。

担当診断員は 　　　　　　　　　　です。